新

IH

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

第1条~第6条 略

(補助の条件)

- 第7条 <u>補助金の交付の目的</u>を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。
- (1)補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2)補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (3)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことに

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

第1条~第6条 略

(補助の条件)

- 第7条 第2条に規定する補助目的(以下「補助目的」という。) を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。
- (1)補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2)補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことに

より収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付

(削除)

しなければならないこと。

- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれか に該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等 暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならな いこと。
- (7) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納 税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審 **査したうえで決定すること。**

第8条 略

(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)

- 第9条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるい │ 第9条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるい ずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分か る書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更(中止・ 廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならな V)
- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4)補助金額の増額
- (5)補助金の交付決定額に対して20パーセントを超える補助金 の減額又は200万円以上の減額の変更。ただし、移動手段確保 支援事業における自家用有償旅客運送運転者資格取得講習会の 受講料に係る補助金の減額を除く。

旧

より収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付 しなければならないこと。

- (6) 補助事業を予定の期間内に完了することができない場合で あって、当該補助事業の完了が翌年度に渡る場合は、あらかじ め別記第2号様式による事業実施期間延長承認申請書を知事に 提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (7)補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれか に該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等 暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならな いこと。
- (8) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納 税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審 **香したうえで決定すること。**

第8条 略

(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)

- ずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分か る書類を添えて、あらかじめ別記第3号様式による変更(中止・ 廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならな V)
- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2)補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4)補助金額の増額
- (5)補助金の交付決定額に対して20パーセントを超える補助金 の減額又は200万円以上の減額の変更。ただし、移動手段確保 支援事業における自家用有償旅客運送運転者資格取得講習会の 受講料に係る補助金の減額を除く。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分

第9条2~3 略

に関する変更

(削除)

(遂行状況の報告及び繰越の申請等)

- し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行う ことができる。
- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しがたいと認められ、 補助事業を年度を越えて実施する必要がある場合は、別記第3 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受 けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合(第9条第1項 の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含 す。)は、別記第4号様式による補助金実績報告書を補助事業の 完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。) から起算して30日を経過した日又は補助事業の翌年度の4月 10日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知 事に提出しなければならない。

旧

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分 に関する変更

第9条2~3 略

(事業実施期間の延長)

第10条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合であって、 かつ、前条に該当しない場合は、別記第4号様式による事業実 施期間延長届を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第10条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対 | 第11条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対 し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行う ことができる。

(新設)

(実績報告等)

| 第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合(第 9 条第 1 項 の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含 す。)は、別記第5号様式による補助金実績報告書を補助事業の 完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。) から起算して30日を経過した日又は補助事業の翌年度の4月 10日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知 事に提出しなければならない。この場合において、市町村等が 実施主体で、契約が2件以上にわたる場合は、別記第6号様式 による契約状況総括表 (実績報告)を併せて提出しなければな らない。

新

2 補助事業が年度内に完了し<u>ない</u>場合は、別記第<u>5</u>号様式による<u>年度終了実績報告書</u>を<u>当該年度の3月31日までに</u>知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の 交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書 又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に 係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助 金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書 <u>又は前項の年度終了実績報告書</u>を提出した後に消費税及び地方 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確 定した場合は、その金額(前項の規定により減額した市町村等 において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該 上回る額)を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告 書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を 受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 <u>補助事業者は、</u>補助事業が年度内に完了し<u>難いと認められ</u>、 <u>補助事業を繰り越す必要がある</u>場合は、別記第<u>7</u>号様式による <u>繰越承認申請書</u>を知事に提出し、<u>知事の承認を受け</u>なければな らない。<u>この場合において、市町村等が事業実施主体で、契約が</u> <u>2件以上にわたるときは、別記第8号様式による契約状況総括</u> 表(年度終了報告)を併せて提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の 交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書 の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明ら かになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなけれ ばならない。
- 4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の 交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書 を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金 に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額(前項 の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額 を上回る場合にあっては、当該上回る額)を別記第9号様式に よる消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告す るとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなけ ればならない。

(補助金の額の確定)

第 13条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額である場合は、この限りでない。

旧

- 2 知事は、前条第2項の規定により年度終了実績報告書を受理 した場合において、当該報告に係る当該報告時点における補助 事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した 条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定 し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するも のとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条 の規定により通知した補助金の交付決定額(第9条の規定によ る承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、前 項の通知を省略することができる。

(削除)

(補助金の交付の取消し及び返還)

- 第 13 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は<mark>補助金の交 | 第 15</mark> 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受け 付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は 既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものと する。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (4) 正当な理由がなく規則又は要綱の規定による報告をせず、 又は調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができな いとき。
- (5)補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれ

(新設)

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確 定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

- た者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交 付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは 一部の返還を命ずることができる。
- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違 反したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違 反したとき。
- (4) 補助目的として包含できる補助目的に合致する活用ができ なくなったとき(知事が特にやむを得ないと認めた場合を除 < ,) ,
- (5) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

新

<u>に付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかった</u>と き。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が不適当であると認めたとき。
- 2 補助事業者は、<u>前</u>項の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。

3 略

(事業成果のフォローアップ)

第 14条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね3年間補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 <u>15</u>条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例 (平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合 は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、 原則として開示するものとする。

(委任)

(新設)

2 補助事業者は、第1項の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。

3 略

(事業成果のフォローアップ)

第<u>16</u>条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね3年間補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第<u>17</u>条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例 (平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合 は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、 原則として開示するものとする。

(委任)

新	旧
第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。	第 <u>19</u> 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。
 (附 則) 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の目前においても行うことができる。 3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1号及び第3号から第5号まで、第10条、第11条第4項、第13条、第14条並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 	 (附 則) 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 3 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1号及び第3号から第5号まで、第11条、第12条第4項、第15条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の 規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第5条第1項、第10条第2項及び第11条の規定による申請 は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第2(第6条、第7条、第13条関係)

略

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(新設)

別表第2 (第6条、第7条、第15条関係)

略